

岩村交番だより

令和7年11月号
恵那警察署
岩村交番 43-0110

狩猟期間の事故防止

狩猟期間 令和7年11月15日～令和8年2月15日、
岐阜県では、**イノシシ及びニホンジカ**の狩猟に限り、**狩猟期間が延長!**
【11月1日～11月14日】・・・**わな**のみ可能（とめさしのみ猟銃等使用可）
【2月16日～ 3月15日】・・・**わな**猟及び銃猟が可能



★ 入山者の皆さんへ

オレンジ色や黄色など、目立つ色の服を着たり、携帯ラジオを鳴らしたりして、人がいることを狩猟者に知らせる工夫をしてください。
わなは非常に危険なので、わな設置の標識がある場所には近づかないようにしましょう。

☆ 狩猟者の皆さんへ

必ず、周囲への目配り、気配りをお願いします。
発射方向に人家や道路があったり、人がいたりする可能性のあるときは、絶対に引き金を引いてはいけません。狩猟中の移動時であっても必ず脱包してください。
事故防止を第一として、無理をせず、余裕をもって狩猟を行いましょう。



令和8年4月1日施行 自転車の交通違反に 青切符を導入

反則通告制度（いわゆる青切符）は、比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度



主な違反（反則）行為の一例	反則金額
携帯電話使用等（保持） ※携帯電話を手に持って通話したり、画面を注視する行為	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
通行区分違反（車道の右側通行）	6,000円
信号無視（赤色等）	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
通行禁止違反（逆走など）	5,000円

岩村交番からのお知らせ

野焼き（野外焼却） は禁止です！

野焼きは、火災に発展する危険性があるのみならず、ダイオキシンの発生源となり、環境汚染の原因となる行為です。

ENAスクエア作戦実施中
笑顔(E)仲間(N)と明るく(A)

事件・事故は「110番」へ

事件・事故以外の相談は「#9110」

